

SC丹沢秦野規約

第1条 名称

本会は「SC丹沢秦野」と称する。

第2条 目的

山岳を駆け登る力、駆け下りる力を向上させ、心身ともに活力を得るとともに、他の登山者と共存し、地域の山岳スポーツ文化の発展に貢献する。

また、丹沢・秦野の魅力を年間を通して発信し、地域の魅力をより深く知ることを目的とする。

第3条 活動

本会は目的達成の為、次の活動を行う。

- ・各種練習会
- ・各種イベント
- ・親睦登山
- ・清掃・整備活動
- ・各種競技会への参加
- ・他団体が開催するイベントや研修会への参加
- ・その他本会の目的達成に必要な活動

第4条 会員

本会会員は、規約を遵守する者、別途定める「SC丹沢秦野 行動規範」を遵守する者とする。

第5条 役員

本会は次の役員を置く。役員は部長が任命し、部長の判断で随時追加できるものとする。

部長 1名

副部長 若干名

監査役 1名

役員の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

第6条 職務

部長はこの会を代表しその業務を統括する。

副部長は部長を補佐し、これが事故があるとき欠席の時はその職務を代行する。

監査役は会の業務および財産の状況を監査する。

第7条 役員会

本会の事業は役員による役員会にて決定する。

第8条 総会

総会は毎年一回部長が召集する。会員は正当な理由がない限り出席しなければならない。総会においては事業計画、収支予算、事業報告、収支報告その他決定事項を報告するものとする。

総会は正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

総会の出席者には委任状による意思表示のあった者も含む。

総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は部長が決定する。

第9条 会計

本会の経費は、会費、寄付金、その他収入を持ってこれにあてる。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わりとする。

収支予算、収支報告は役員会の承認もしくは監査を受けなければならない。

第10条 入会

本会に入会する者は、申込フォームに所定事項を記載し送信の上、会費を支払わなければならない。

第11条 退会

本会を退会する者はその旨役員会に提出しなければならない。

第12条 除名

下記事項に該当する者は役員会の決定により除名とする。

- ・規約に違反した者
- ・行動規範に違反した者
- ・本会の目的、方針に反する言動のあった者
- ・本会の名誉を著しく傷つけた者

第13条 保険

入会するにあたり各自で山岳保険に加入しなければならない。

第14条 免責事項

本会での練習会やイベント等で事故等が発生した場合、会員をあげて可能な限りの処置や救助に努めるが、本会での活動中に発生した傷病・盗難・その他の事故に一切の責任を負わないものとする。

第15条 個人情報

- ・入会フォームに記載された入会希望者及び親権者の個人情報(氏名、住所、メールアドレス、電話番号、その他本会指定の情報)は本会の運営・管理、活動中の事故等の緊急時に対応するためのみに使用する。
- ・会員の肖像(個人を特定できる写真や映像)や個人情報(氏名、クラブ名等)はSNSやホームページ等の広報媒体に使用、掲載できるものとする。

第16条 規約の改廃

本規約の改廃は役員会の議決とする。

第17条 その他

本規約に定めのない事項に関しては役員会にて定める。

附則

本規約は平成30年4月1日より施行する。